証券コード 195A
2026年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト20階
株 式 会 社 MUSCAT GROUP
代 表 取 締 役 大久保 遼

第 10 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト https://muscatgroup.co.jp/ir/news/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後7時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日　時　　2026年６月25日（木曜日）午前10時00分～（受付開始：午前９時30分）

2. 場　所　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス　4A

3. 定時株主総会の目的事項

〈報告事項〉

１．第10期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第10期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

〈決議事項〉

議　　案　　取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

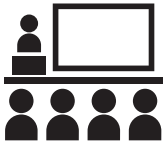
◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」「計算書類に係る会計監査人の監査報告」「監査役会の監査報告」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書　面	インターネット	株主総会ご出席
		
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。	当社指定の議決権行使サイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 詳細は次頁をご参照ください。	同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。
行使期限	行使期限	株主総会開催日時
2026年6月24日(水) 午後7時30分到着分まで	2026年6月24日(水) 午後7時30分行使分まで	2026年6月25日(木) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

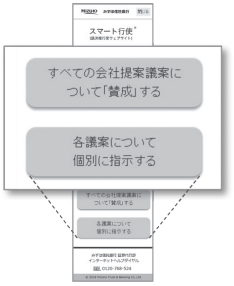
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙に記載された 「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

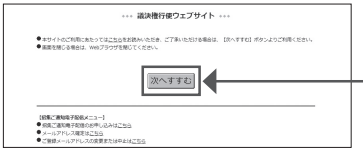
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

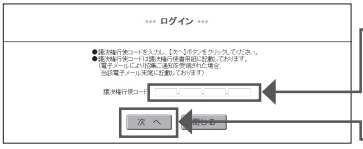
議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

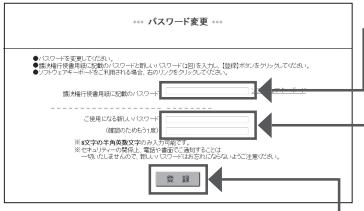
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

議　　案　取締役４名選任の件

当社の取締役全員（５名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏　　名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	大久保（おおくぼ）　遼（りょう）	1989年 4月23日	2012年４月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2014年９月 Momentum株式会社 設立 代表取締役 就任 2016年４月 株式会社ライスカレー製作所（現 当社）設立 2016年７月 当社 代表取締役 就任（現任） 2017年12月 マークドバイ株式会社（現 当社）設立 代表取締役 就任 2022年７月 株式会社RiLi（現 株式会社WinC）代表取締役 就任 2024年８月 株式会社WinC 取締役 就任（現任） 2025年７月 株式会社ライスカレープラス 取締役 就任（現任） 2025年12月 株式会社かならぼ 取締役 就任（現任）	1,057,330株
	【取締役候補者とした理由】 大久保遼氏は、2016年以来当社の代表取締役を務めており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。また、多角的な視点での変革力及び実行力を有しており当社の事業成長に寄与しております。これらの幅広い知見、実行力及びリーダーシップは、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏　　名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おおみなみ　ようすけ 大南　洋右	1986年 2月4日	2008年４月 株式会社ECナビ（現 株式会社CARTA HOLDINGS）入社 2011年４月 株式会社freenote 出向 代表取締役 就任 2015年１月 株式会社Zucks（現 株式会社CARTA ZERO） 出向 アドネットワーク事業本部副本部長 就任 2019年10月 株式会社RiLi（現 株式会社WinC） 取締役就任 2022年９月 当社 上級執行役員 コーポレート本部長 兼 コーポレート本部 経営企画部長 就任 2023年１月 当社 取締役 コーポレート本部長 兼 コーポレート本部 経営企画部長　就任 2024年10月 株式会社松村商店 代表取締役 就任（現任） 2024年11月 当社 取締役 事業戦略本部長 兼 事業戦略本部 経営企画部長　就任 2025年６月 株式会社WinC　取締役 就任（現任） 2025年７月 当社 取締役 経営企画本部長 就任（現任）	26,710株
	【取締役候補者とした理由】 大南洋右氏は、事業会社での経営経験や会社売却経験があり、2023年1月に当社取締役に就任以来、これまでの経験や知見を生かして当社の経営戦略の立案・遂行や管理部門の効率化などに寄与してきました。特に、2024年10月に当社グループに加わった株式会社松村商店においては、代表取締役として売上、利益の最大化に向けた各種施策を牽引し、グループとしての一体化とシナジー創出に大きく貢献しております。同氏の幅広い視野と経営及びM&A全般に関する知見は、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏　　名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	村山（むらやま）　利栄（りえ）	1960年 5月1日	1988年11月 CSファーストボストン証券会社（現 クレディ・スイス証券株式会社）入社 1993年３月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2001年11月 同社 マネージングディレクター 就任 2016年６月 株式会社レノバ 取締役 就任 2016年10月 合同会社村山 設立 代表社員 就任（現任） 2017年６月 株式会社カチタス 取締役 就任 2019年６月 株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 取締役 就任 2020年６月 前田建設工業株式会社 取締役 就任（現任） 2021年７月 当社 取締役 就任（現任） 2021年８月 theAstate株式会社 代表取締役 就任 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 取締役 就任（現任） 2024年２月 学校法人山野学苑 監事 就任（現任） 2024年６月 株式会社True Data 取締役・監査等委員 就任（現任） 2025年４月 国立健康危機管理研究機構 外部理事（現任） 2025年６月 オリオンビール株式会社 非常勤取締役 就任（現任）	14,140株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村山利栄氏は、長年にわたる投資銀行勤務による豊富な経験に基づく知識、複数の上場会社における社外役員を歴任した経験に基づく幅広い見識を有しております。2021年７月に当社社外取締役に就任以来、その卓越した知見を、当社取締役会において積極的に意見・提言等を行うことを通して、当社経営に反映していただいております。引き続き、当社の経営体制強化に貢献・寄与する提言及び助言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏　　名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	髙橋（たかはし）　祥子（しょうこ）	1988年 2月9日	2013年６月 株式会社ジーンクエスト 設立 代表取締役 就任 2018年４月 株式会社ユーグレナ 執行役員 就任 2021年７月 東北大学 特任教授（客員）就任（現任） 2022年６月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 取締役 就任（現任） 2023年４月 株式会社ジーンクエスト 取締役 就任（現任） 2023年６月 株式会社ユーグレナ 専門役員 就任 2023年６月 当社 取締役 就任（現任） 2023年６月 株式会社たづ 代表取締役 就任（現任） 2024年12月 IMV株式会社 取締役 就任（現任）	-株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 髙橋祥子氏は、大学院在学中に遺伝子解析の研究を推進し、正しい活用を広めることを目指して株式会社ジーンクエストを起業し、病気や形質に関係する遺伝子をチェックできるベンチャービジネスを展開し、その後当該会社を株式会社ユーグレナに売却しております。会社経営のみならず、会社売却及び売却先企業での経営経験を有するとともに、学術的にも幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

（注）１．村山利栄氏、髙橋祥子氏は、社外取締役候補者であります。
２．村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵、髙橋祥子氏の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
３．村山利栄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、４年11カ月となります。
４．村山利栄氏の「所有する当社の株式の数」は、同氏が代表社員を務める合同会社村山が所有する株式の数を記載しております。
５．村山利栄氏は当社新株予約権500個を有し、また同氏が代表社員を務める合同会社村山が当社株式を14,140株所有しておりますが、これらの他に当社と村山利栄氏との間には人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。
６．髙橋祥子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、３年となります。
７．当社と髙橋祥子氏との間には人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

8．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第26条（取締役の責任免除）を定めております。当社は、村山利栄氏、髙橋祥子氏と当該契約を締結しており、両氏が選任された場合は、当社と両氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

9．当社は、取締役候補者村山利栄氏及び髙橋祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

10．当社は、2025年６月19日を起算日として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は当社が負担しております。なお、全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善の下で、景気の緩やかな回復が見られました。しかしながら、中東情勢や金融資本市場の変動の影響、米国の通商政策を巡る動向には注意を要する状況が続いております。

当社グループは当社（株式会社MUSCAT GROUP）及び株式会社WinC、株式会社ライスカレープラス、株式会社松村商店、株式会社かならぼを中心とした連結子会社８社により構成されており、「ブランドプロデュースカンパニー」として自社ブランド運営やM&Aによるブランド拡充、顧客企業の支援を通じた「ブランドプロデュース事業」を展開しております。

また、当連結会計年度において、当社グループは持株会社体制へ移行したことにより、当社はグループの持続的成長と企業価値向上のための事業戦略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案、M&Aの実行、ガバナンスの強化等に注力し、グループ各社は独立した企業として事業及び組織の構造改革や成長戦略に向けた取り組みに自立的に注力できるようにいたしました。それにより、当社グループはブランドプロデュース事業のさらなる成長を目指しております。

このような状況の中で、当社の当連結会計年度の経営成績は、売上高4,129,746千円（前期比38.3％増）、売上総利益2,213,345千円（前期比37.4％増）、営業損失399,197千円（前連結会計年度は営業利益88,007千円）、経常損失451,239千円（前連結会計年度は経常利益95,287千円）、親会社株主に帰属する当期純損失368,608千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益112,934千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は64,129千円であります。設備投資の主なものは、ソフトウェア24,619千円であります。

なお、当社連結子会社である株式会社松村商店が保有する有形固定資産を、2025年９月19日付で売却（売却価格422,199千円）しております。

(3) 資金調達の状況

2026年３月５日に第三者割当による新株式を発行し、これにより299百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な企業価値の向上に向け、以下の課題に最優先で取り組んでまいります。

SNSマーケティングで培ったデータ分析力の活用を一層深化させ、オーラル美容ブランド『MiiS』やコスメブランド『Fujiko』等の既存ブランドの市場シェアの拡大を図るとともに、再現性の高い手法で新規カテゴリーへの参入を加速させ、収益基盤の多層化を推進いたします。また、成長ポテンシャルの高いブランド・企業の譲受（M&A）を積極的に検討し、買収後の速やかなポスト・マージャー・インテグレーション（PMI）を通じてグループシナジーを最大化してまいります。

これらの成長戦略を支える基盤として、急成長に伴う組織拡大に対応した次世代リーダーの育成と専門人材の採用を強化し、人的資本の充実を図ります。同時に、上場企業としての内部統制及びガバナンス体制を高度化し、コンプライアンスの徹底とリスク管理体制の整備を進めることで、透明性の高い経営を実現いたします。

さらに、国内での成功ノウハウを軸に、アジアや中東を中心とした海外市場への販路拡大及び流通網の整備に着手し、マクロ環境の変化に強いグローバルなブランドポートフォリオの構築に努めてまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループにおきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが、前連結会計年度が407,972千円のマイナス、及び当連結会計年度が673,627千円のマイナスと、２期連続でマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況に対し、当社グループでは、既存ブランドの市場シェア拡大やM&A後のPMIを通じた事業の収益性改善、並びに持株会社である当社のグループ本社機能の効率化によるコスト削減を通じて、営業キャッシュ・フローの創出に取り組んでまいります。

また、当社グループでは、M&A戦略の遂行に必要な財務基盤を強化するため、継続的に資金調達活動を行っております。当連結会計年度におきましても、第三者割当による新株式の発行及び取引金融機関からの借入等により、合計1,453,791千円の資金を調達しております。翌連結会計年度におきましても、資金調達活動を通じて必要となる資金の調達の目途が立っております。

これらに加え、必要に応じて、保有有価証券の売却、取引金融機関との継続的な交渉を通じた追加融資、外部投資家からの追加出資等の手段による外部資金調達の実施も検討することとしております。

当社といたしましては、当連結会計年度末における現金及び預金は689,619千円と、前連結会計年度末比145,619千円増加しており、当面の事業活動に必要な資金は十分に確保できる状況にあること、更にこれらの対応策を実施することにより、当該事象又は状況を解消し、又は改善することが可能であり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2025年７月１日に、当社は、新設分割により、ブランドパートナー領域（分割当時名称）の事業を、当社の完全子会社として新設した株式会社ライスカレープラスに承継させました。

2025年10月15日に、当社の完全子会社である株式会社ライスカレープラスは、吸収分割により、バーチャルインフルエンサー事業に関して有する権利義務を、完全子会社である株式会社NADESIKOに承継させました。

2025年10月15日に、当社の完全孫会社である株式会社NADESIKOは、新設分割により、バーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業のうち美容カテゴリーの一部事業を、当社の完全子会社の株式会社ライスカレープラスの完全子会社として新設した株式会社ライスカレーメディアに承継させました。

2026年２月24日に、当社の完全子会社である株式会社ライスカレープラスは、新設分割により、SNSマーケティング支援事業のうちライフスタイル分野に特化した事業を、当社の完全子会社として新設した株式会社ライスカレーLSに承継させました。

(7) 他の会社の事業の譲受の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2025年４月１日に、当社は、当社の完全子会社である株式会社WinCを存続会社、同じく当社の完全子会社であるMOVE株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年８月13日に、当社の完全子会社である株式会社WinCは、株式会社HaDの株式100株（議決権割合100.0%）を310百万円で取得しました。

2025年８月29日に、当社の完全子会社である株式会社ライスカレープラスは、株式会社NADESIKOの株式1,000株（議決権割合100.0%）を684百万円で取得しました。

2025年10月15日に、当社の完全子会社である株式会社ライスカレープラスは、同社の完全子会社である株式会社NADESIKOの株式1,000株（議決権割合100.0%）を420百万円でAnyMind Japan株式会社へ譲渡しました。

2025年10月31日に、当社は、株式会社かならぼの株式238株（議決権割合68.0%）を750百万円で取得しました。

2026年３月19日に、当社は、当社の完全子会社である株式会社ライスカレーLSの株式100株（議決権割合100.0%）を711百万円で株式会社ラバブルマーケティンググループへ譲渡しました。

2026年３月25日に、当社の連結子会社である一般社団法人透花会は、医療法人春樹会の出資持分の100.0%を35百万円で取得しました。

（10）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 7 期 2023年３月期	第 8 期 2024年３月期	第 9 期 2025年３月期	第 10 期 2026年３月期 (当連結会計年度)
売　　上　　高	1,833,900千円	2,374,756千円	2,986,723千円	4,129,746千円
営業利益又は 営業損失（△）	△166,712千円	87,986千円	88,007千円	△399,197千円
経常利益又は 経常損失（△）	△166,976千円	89,568千円	95,287千円	△451,239千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△121,928千円	109,979千円	112,934千円	△368,608千円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△45円27銭	40円15銭	38円68銭	△121円46銭
総　　資　　産	1,255,426千円	1,794,869千円	3,554,390千円	5,648,878千円
純　　資　　産	641,882千円	751,862千円	1,164,757千円	1,086,606千円
１株当たり純資産	234円03銭	274円18銭	392円03銭	317円57銭

（注）１．第９期より連結計算書類を作成しております。なお、第７期及び第８期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
２．１株当たり当期純利益（△損失）は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
３．１株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。
４．当社は2024年１月16日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益（△損失）及び１株当たり純資産を算定しております。

（11）主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ブランドプロデュース事業	一般消費者のニッチなニーズに応え、その市場でトップを狙うニッチトップ戦略に則り、自社開発やM&Aで拡充した自社ブランドの運営を行うブランドプロデュース領域と、顧客企業のブランドを支援するブランドパートナー領域を展開しております。

（12）企業集団の主要拠点等（2026年３月31日現在）

① 当社

拠　点　名	所　在　地
本　　社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号 渋谷マークシティウエスト20階

② 子会社

社　　名	拠　点　名	所　在　地
株式会社WinC	本　　社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号 渋谷マークシティウエスト20階
株式会社ライスカレープラス	本　　社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号 渋谷マークシティウエスト20階
株式会社松村商店	本　　社	東京都墨田区石原四丁目25番15号
株式会社かならぼ	本　　社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番23号

(13) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
１１２名（５５名）	２１名増　（１９名増）

（注）１．従業員数は、取締役を除く就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
２．従業員数、臨時雇用者数ともに、休職者を除いて記載しております。

② 当社の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
５８名（３２名）	３名減（７名増）	３３．６歳	３．８年

（注）１．従業員数は、取締役を除く、就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
２．従業員数、臨時雇用者数ともに、休職者を除いて記載しております。

(14) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社WinC	10,000千円	100.0%	各種ブランド、サービスの開発・提供
株式会社ライスカレープラス	10,000千円	100.0%	ブランドプロデュース事業
株式会社松村商店	10,000千円	100.0%	オリジナル服飾雑貨・企画・製造・販売、卸事業
株式会社かならぼ	5,000千円	68.0%	コスメブランドの企画、販売

(15) 主要な借入先（2026年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,240,856千円
株式会社りそな銀行	718,692千円
株式会社みずほ銀行	426,769千円
株式会社徳島大正銀行	284,160千円
株式会社東日本銀行	253,330千円
株式会社阿波銀行	178,402千円

（注）株式会社りそな銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還額210,000千円を含んでおります。

2．会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 3,418,520株

③ 株主数 1,852名

④ 大株主

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
大久保　遼	1,057,330	30.9
INTERACTIVE BROKERS LLC	407,000	11.9
株式会社SBI証券	195,426	5.7
楽天証券株式会社	98,900	2.8
株式会社丸井グループ	94,000	2.7
GMOメイクショップ株式会社	87,260	2.5
森岡　祐平	75,000	2.1
GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社	72,320	2.1
株式会社クボタヤス	54,000	1.5
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合	53,980	1.5

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付された株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が76,330株、資本金及び資本準備金がそれぞれ23,345,785円増加しております。また、2026年３月５日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が373,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ149,960,250円増加しております。その結果、当連結会計年度末における発行済株式の総数は3,418,520株となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	9,000個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	－
当社監査役	－
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　90,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり264円
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～2027年8月1日
新株予約権の主な行使条件	（注）2

（注）1．2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
３．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。
(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
② 権利者が当社又は子会社（会社法第２条第３号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と協業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を毀損した場合
④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
⑩ 権利者が下記身分を喪失した場合
当社又は子会社の取締役又は監査役又は使用人
⑪ 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
（ア）自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
（イ）権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を時価で取得することができる。

① 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合

② 本新株予約権が、権利行使期間の末日まで行使されなかった場合

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	－
当社社外取締役（社外役員に限る）	1名
当社監査役	－
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,109円
新株予約権の行使期間	2024年2月5日～2032年2月1日
新株予約権の主な行使条件	（注）2

（注）1．2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転職、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(4) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

３．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者が（注）２に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に禁固以上の刑に処せられた場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

名称	第6回新株予約権
新株予約権の数	900個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	－
当社社外取締役（社外役員に限る）	－
当社監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり150円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,109円
新株予約権の行使期間	2023年8月4日～2032年2月3日
新株予約権の主な行使条件	（注）2

（注）1．2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について、（注）3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者は、当社の株式につき金融商品取引所への上場がなされ、又は買収（当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転その他経営支配権の移転を伴う会社分割、株式交付、事業譲渡又は株式譲渡等をいう。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記⑤に定められる期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

① 判定価格（下記⑤に定義する。以下同じ）（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

② 判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

⑤ 上記①から④における「判定価格」は、以下の通り定義する。

(i) 割当日から１年間：行使価額

(ii) 割当日の１年後から６ヵ月間：行使価額に200％を乗じた価格

(4) その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

３．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。
(1) 当社は、本新株予約権者が（注）2に規定する条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、又は本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、取締役会の決議（非取締役会設置会社の場合は取締役の過半数の決定）により別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(2) 本新株予約権が失効した場合、当社は本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
(3) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
① 本新株予約権者に刑事罰が科せられた場合
② 本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、競合行為をした場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
③ 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
④ 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
⑤ 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 本新株予約権者につき解散又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合
⑦ 本新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

名称	第8回新株予約権
新株予約権の数	400個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	－
当社監査役	－
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　40,000株
新株予約権の発行価額	1個あたり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり835円
新株予約権の行使期間	2027年2月10日～2035年2月9日
新株予約権の主な行使条件	（注）2

（注）1．新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役に関する事項（2026年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大久保　遼	株式会社WinC 取締役 株式会社ライスカレープラス 取締役 株式会社かならぼ 取締役
取締役	大南洋右	当社 経営企画本部長 株式会社松村商店 代表取締役 株式会社WinC 取締役
取締役	森岡祐平	当社 経営管理本部長 株式会社ライスカレープラス 取締役
取締役	村山利栄	合同会社村山 代表社員 前田建設工業株式会社 取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 取締役 学校法人山野学苑 監事 株式会社True Data 取締役・監査等委員
取締役	髙橋祥子	株式会社ジーンクエスト 取締役 東北大学 特任教授（客員） 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 取締役 株式会社たづ 代表取締役 IMV株式会社 取締役
常勤監査役	亀澤俊司	株式会社WinC 監査役 株式会社松村商店 監査役 株式会社ライスカレープラス 監査役 株式会社かならぼ 監査役
監査役	松隈　剛	公認会計士 リディッシュ株式会社 代表取締役 スクウェアキャピタル株式会社 代表取締役
監査役	山田啓之	税理士 Axella総合会計事務所 代表

（注）１．取締役村山利栄、髙橋祥子は、社外取締役であります。また、村山利栄の戸籍上の氏名は志賀利恵、髙橋祥子の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
２．監査役亀澤俊司、松隈剛、山田啓之は、社外監査役であります。
３．監査役松隈剛は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役山田啓之は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（いずれも子会社の該当者も含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険契約期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	57,000	57,000	-	-	5
(うち社外取締役)	(7,200)	(7,200)	(-)	(-)	(2)
監査役	15,600	15,600	-	-	3
(うち社外監査役)	(15,600)	(15,600)	(-)	(-)	(3)

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はございません。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬につきましては、2021年６月28日開催の定時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額300,000千円及び監査役の年間報酬限度額50,000千円が決定されております。当該決議時点の取締役の員数は３名、監査役の員数は２名です。

⑤　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、代表取締役大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、その案を基に取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

⑥　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当連結会計年度における取締役の報酬については、役員規程に基づき、2021年６月28日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役である大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、2025年６月26日開催の臨時取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役村山利栄が代表社員を兼職しております合同会社村山は当社株式を14,140株所有しておりますが、これらの他に合同会社村山と当社との間には人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。また、村山利栄が取締役を兼職しております前田建設工業株式会社、インフロニア・ホールディングス株式会社、監事を兼職しております学校法人山野学苑及び取締役・監査等委員を兼職しております株式会社True Dataと当社との間には、人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。

社外取締役髙橋祥子が取締役を兼職しております株式会社ジーンクエスト、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社、IMV株式会社、特任教授（客員）を兼職しております東北大学及び代表取締役を兼職しております株式会社たづと当社との間には、人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。

社外監査役亀澤俊司が監査役を兼職しております株式会社WinC、株式会社松村商店及び株式会社ライスカレープラスは当社が株式の100％を保有する連結子会社であり、株式会社かならぼは当社が株式の68％を保有する連結子会社であります。

社外監査役松隈剛が代表取締役を兼職しておりますリディッシュ株式会社及びスクウェアキャピタル株式会社と当社との間には、人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。

社外監査役山田啓之が代表を兼職しておりますAxella総合会計事務所と当社との間には、人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

③ 当連結会計年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	村山利栄	30回/31回	―	金融市場や経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	髙橋祥子	31回/31回	―	会社経営に関する豊富な知識・経験等及び学術的知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	亀澤俊司	31回/31回	13回/13回	経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	松隈剛	31回/31回	13回/13回	公認会計士としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山田啓之	31回/31回	13回/13回	税理士や複数の企業の社外監査役等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,970千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容に決定することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っております。その内容は以下の通りです。

A) 内部統制システムの整備状況

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程を遵守するための「行動規範」等を徹底する。

(b) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、改善を促す。

(c) 実効性のある内部通報制度を整備・運用する。通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底する。

(d) 代表取締役が委員長としてコンプライアンスの推進を図るリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。

(e) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(a) 「文書管理規程」等に基づき、職務執行に係る重要な文書を適切に作成、保存、管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を維持する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理は、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」に基づき、各部門においてリスク抽出、評価を行い、適切な対応策を講じる。リスク・コンプライアンス委員会はこれを監督する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(a) 取締役会及び常勤役員会は、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

(b) 取締役会及び常勤役員会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況をモニタリングすることで、効率的な職務執行を推進する。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等は、その職務の執行にかかる事項を、グループ・ガバナンス憲章に基づき定期的に当社へ報告する。

(b) 子会社に対する内部監査を実施し、グループ全体の業務の適正性を確保する。

(c) グループ共通の内部通報窓口を運用する。

f. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、合理的な範囲で適切な人員を配属、又は総務法務部等の使用人に補助業務を兼務させるものとする。

(b) 当該使用人の任命、異動、評価等については、監査役会の意見を聴取し、その意向を尊重するものとする。

(c) 当該使用人が監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関しては、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。

(b) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

h. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役が重要な会議に出席する機会を保障し、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換の場を設ける。

(b) 監査役が職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれを処理する。

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を整備し、反社会的勢力による不当な要求には民事・刑事両面の法的手段を講じて対応することで、当社における反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的責任を果たします。

j. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する統括責任者として、経営管理本部長を選任し、統括責任者が経営管理本部総務法務部長を反社会的勢力対応担当者に任命し、実務を行わせております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先・株主・役職員について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、総務法務部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引先との間で締結する「基本取引契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、取引実績に鑑み、原則として年に１度、継続取引先で前回調査実施から１年以上経過している取引先について調査を行っております。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社グループは、外部専門機関が実施する定期的な研修等を通じて有事の対応方法を習得し、また、外部専門機関に対して法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制を整備しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループは、「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を活用して、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社グループは、「反社会的勢力等対応マニュアル」を活用して、今後定期的に役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を継続してまいります。

k. 子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制

(a) 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。

(b) 取締役及び従業員は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(c) 報告を受けた監査役は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。

(d) 監査役は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

(e) 監査役は、必要なときに子会社の監査を行い、問題があると認めたときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

B) リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクの顕在化の防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役、取締役、執行役員をはじめ、全従業員が業務上のリスクを積極的に予見及び評価検知し、経営管理本部長（リスク・コンプライアンス委員会事務局）及び代表取締役への適時の報告を行い、会社として適切かつ迅速な対応ができる体制を整えております。

b. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、当社の業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、常時、各部の従業員、監査役及び内部監査と連携して、取締役を含む全従業員がコンプライアンスを遵守しているか調査しております。

また、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備状況及び運用状況を確認し、潜在的な法令違反リスク等の洗い出し及びその対応方法の決定を行っております。

さらに、万が一コンプライアンス違反の事例が発生した場合には、適時適切なタイミングでリスク・コンプライアンス委員会を開催し、事実関係を調査したうえで、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応を実施し、再発防止策を講じることとしております。

C) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

A) 取締役の職務の執行の監督について

当社は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

B) リスク管理体制について

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回、その他必要に応じて開催しており、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。

C) 内部監査について

当社は、内部監査を実施しており、代表取締役より指名された内部監査の人員１名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社グループの全部門を対象に実施しております。

D) 内部通報制度について

当社は、内部通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、内部通報窓口を社内・社外に設置しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。

将来的には内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて配当実施の判断を検討していきたいと考えておりますが、現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金が生じた場合につきましては、さらなる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。当社では、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、中間配当についても行うことができる旨を定款に定めております。

7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

2026年３月31日　現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,620,440	【流動負債】	2,831,114
現金及び預金	689,619	買掛金	338,216
受取手形及び売掛金	590,698	未払金	220,394
商品	954,710	短期借入金	820,229
貯蔵品	5,118	１年内償還予定の社債	60,000
前払費用	60,544	１年内返済予定の長期借入金	944,550
その他	321,672	リース債務	3,721
貸倒引当金	△1,922	未払法人税等	180,565
【固定資産】	3,011,226	賞与引当金	29,695
有形固定資産	316,514	その他	233,741
建物及び構築物	141,403	【固定負債】	1,731,157
工具、器具及び備品	21,908	社債	150,000
土地	125,768	長期借入金	1,556,353
リース資産	8,236	リース債務	6,978
その他	19,199	その他	17,825
無形固定資産	2,386,432	負債の部合計	4,562,272
のれん	2,311,467	純資産の部	
ソフトウエア	44,596	【株主資本】	1,141,833
ソフトウエア仮勘定	3,013	資本金	423,249
その他	27,355	資本剰余金	986,206
投資その他の資産	308,279	利益剰余金	△267,622
投資有価証券	187,564	【その他の包括利益累計額】	△56,209
敷金	66,622	その他有価証券評価差額金	△56,209
繰延税金資産	27,739	【新株予約権】	982
その他	62,362		
貸倒引当金	△36,009		
【繰延資産】	17,211		
株式交付費	12,377		
社債発行費	4,834	純資産の部合計	1,086,606
資産の部合計	5,648,878	負債及び純資産の部合計	5,648,878

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科目		金額
売上高		4,129,746
売上原価		1,916,400
売上総利益		2,213,345
販売費及び一般管理費		2,612,543
営業損失		399,197
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,022	
受取手数料	6,353	
受取家賃	8,006	
その他	3,064	23,446
営業外費用		
支払利息	56,280	
支払報酬	330	
その他	18,877	75,487
経常損失		451,239
特別利益		
固定資産売却益	14,847	
関係会社株式売却益	710,492	
その他	0	725,340
特別損失		
減損損失	304,589	
固定資産除却損	0	
商号変更等関連費用	30,461	
事業撤退損	26,390	361,441
税金等調整前当期純損失		87,340
法人税、住民税及び事業税	195,784	
法人税等調整額	111,723	307,508
当期純損失		394,849
非支配株主に帰属する当期純損失		26,241
親会社株主に帰属する当期純損失		368,608

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	249,943	812,900	100,985	1,163,829	－	－	928	1,164,757
当期変動額								
新株の発行	173,306	173,306		346,612				346,612
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△368,608	△368,608				△368,608
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△56,209	△56,209	54	△56,155
当期変動額合計	173,306	173,306	△368,608	△21,995	△56,209	△56,209	54	△78,151
当期末残高	423,249	986,206	△267,622	1,141,833	△56,209	△56,209	982	1,086,606

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日）

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　8社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ライスカレープラス
株式会社WinC
株式会社松村商店
株式会社HaD
株式会社かならぼ
一般社団法人透花会
一般社団法人MOM
医療法人春樹会

株式会社ライスカレープラスを会社分割により新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社HaDの株式を100.0%、株式会社かならぼの株式を68.0%それぞれ取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

一般社団法人透花会、一般社団法人MOM、医療法人春樹会の実質的な支配権を獲得したことにより連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であったMOVE株式会社は、当社連結子会社である株式会社WinCを存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社かならぼの決算日は９月30日、株式会社HaD及び医療法人春樹会の決算日は２月28日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 商品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）等を採用しております。

(b) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）等を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物　　8～38年

工具、器具及び備品　　2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウエア　　５年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

３年間で均等償却しております。

② 社債発行費

社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね 1 年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ブランドプロデュース

・商品販売（物販、卸売、OEM）

商品販売における収益は、顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品の出荷時点と重要な差異はないため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品出荷時に収益を認識しております。

商品販売において返品が見込まれる場合、返品が見込まれる対価を返金負債として計上し、当該商品を顧客から回収する権利を返品資産として計上しております。なお、返品の見積りは過去の実績データに基づき算定しております。

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

ブランドパートナー

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・Web広告出稿支援SaaSツールの提供

Web広告出稿支援SaaSツールの提供における収益は、主に自社開発の広告出稿支援プロダクトの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

4．表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「建物附属設備」は一覧性及び明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「建物及び構築物」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

当連結会計年度において、経営戦略の主軸として掲げる「ニッチトップ戦略」に基づく事業展開を通じ、株式会社かならぼ、株式会社HaDをはじめとするブランドプロデュース領域に位置づけられる主力ブランドを持つ会社を連結子会社化したこと等により、当該領域の売上規模・利益水準が拡大・上昇しております。これに伴い、当該領域における「売上原価」、「販売費及び一般管理費」の管理区分を見直した結果、当該領域の事業実態および経営成績をより適切に反映するため、当該領域に属する一部の子会社において、前連結会計年度まで「売上原価」として表示していたもののうち、販売活動との関連性・相関性が強いと考えられる費用（主に、配送費やECプラットフォーム手数料等）について、当連結会計年度より、「販売費及び一般管理費」に表示する方法に変更しております。

5．会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	2,311,467
減損損失	304,589

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ⅰ)算出方法

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

(ⅱ)主要な仮定

当社は、過去の損益実績及び最新の事業計画等を用いて減損の兆候の有無を判定しております。なお、当該事業計画は、ブランド別に設定した経営指標を基礎として予測する、商品販売（物販）における購入者数・購入単価、商品販売（卸売）における販売店舗数、広告費用の顧客獲得単価を主要な仮定としており、収益力増加のための販路拡大、広告宣伝および販売促進施策の期待効果やコスト合理化、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

また、減損の兆候が識別された場合の、減損損失の認識及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいても、同様に、将来予想等について一定の仮定に基づいて見積りを行っております。

(ⅲ)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高及び営業利益の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高の成長見込みや営業利益の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(2) 減損損失

連結子会社である株式会社WinCにおいて、以下の資産グループに減損損失を計上いたしました。

①減損損失を認識した資産の概要、減損損失の金額

会社・場所	用途	種類	減損損失
株式会社WinC	その他	のれん	304,589千円

②減損損失を認識するに至った経緯

当社が2022年７月に連結子会社化し、2024年８月26日付「完全子会社間の合併に関するお知らせ」にて吸収合併方式による解散を公表いたしました旧：株式会社 RiLi（現：株式会社 WinC 内で展開）について、「RiLi キャスティング事業」及び「アパレル事業」に係る超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、「RiLi キャスティング事業」においては、主要顧客の広告戦略変更やマーケティングの内製化加速に伴い、当初想定していた受注継続の見込みが極めて困難となりました。また、「アパレル事業」においても、直近の冬季シーズンの実績不振を鑑み、2026年３月末をもって撤退することを決定いたしました。それに伴い、業績が当初想定していた事業計画を下回って推移することが見込まれたため、当該のれんに関する帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

③資産のグルーピングの方法

当社グループは、主に管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	27,739
繰延税金負債との相殺前の金額	27,739

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ⅰ)算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の見積額及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

(ⅱ)主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(ⅲ)翌連結会計年度の計算書類に与える影響

売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

6．追加情報

(財務制限条項)

当社は株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しており、当連結会計年度末において、１年内返済予定の長期借入金479,170千円には、下記の財務制限条項が付されております。

（1）各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年３月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること

（2）各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を２期連続で０円未満にしないこと

（3）各年度決算期の末日における連帯保証人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を２期連続で０円未満にしないこと

当社は株式会社徳島大正銀行とコミットメント型タームローン契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期借入金250,000千円には、下記の財務制限条項が付されております。

（1）2026年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年３月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

（2）2026年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結損益計算書において、経常損益の金額を２期連続で０円未満にしないこと。

（3）連帯保証人（株式会社かならぼ）は、2026年９月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を２期連続で０円未満にしないこと。

7．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

現金及び預金	14,000千円
建物	3,259千円
土地	125,768千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	29,988千円
長期借入金	298,414千円

(2) 債務保証

銀行借り入れに対する保証債務

株式会社かならぼ	179,178千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　134,820千円

8．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数　普通株式　3,418,520株

(2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

該当事項はありません。

②配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　352,170株

9．金融商品に関する注記

9－1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金調達については、必要な資金を原則として銀行等の金融機関からの借入により調達しております。また、状況に応じて新株の発行等の自己資本による調達を行う方針であります。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で保有し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に純投資目的で保有する上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に買収資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、短期貸付金及び長期貸付金について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。連結子会社においても、有価証券管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、月次における直近の高額な支払額に相当する金額の手元流動性を常に運転資金として維持するとともに当座貸越枠を確保すること等によって、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

9－2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	187,564	187,564	－
敷金(*2)	56,994	54,131	△2,862
資産計	244,558	241,695	△2,862
長期借入金(*3)	2,500,903	2,407,388	△93,514
リース債務(*4)	10,700	10,073	△626
社債(*5)	210,000	201,738	△8,261
負債計	2,721,603	2,619,200	△102,402

(*1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 敷金の連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額9,628千円であります。

(*3) 長期借入金については、１年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(*4) リース債務については、１年内返済予定のリース債務も含めて表示しております。

(*5) 社債については、１年内償還予定の社債も含めて表示しております。

(注) １．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	689,619	－	－	－
受取手形及び売掛金	590,698	－	－	－
合計	1,280,317	－	－	－

(注) 2．社債、借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	820,229	－	－	－	－	－
長期借入金	944,550	430,104	343,503	586,571	93,332	102,843
リース債務	3,721	2,241	1,906	1,590	919	320
社債	60,000	60,000	60,000	30,000	－	－
合計	1,828,500	492,345	405,409	618,161	94,251	103,163

9－3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	186,891	－	－	186,891
新株予約権	－	－	672	672
資産計	186,891	－	672	187,564

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	54,131	－	54,131
資産計	－	54,131	－	54,131
長期借入金	－	2,407,388	－	2,407,388
リース債務	－	10,073	－	10,073
社債	－	201,738	－	201,738
負債計	－	2,619,200	－	2,619,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、新株予約権は相場価格が入手できないため、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル３の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債利回りで割り引いた現在価値により算定し、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金、社債及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
ブランドプロデュース	2,917,019
ブランドパートナー	1,212,726
顧客との契約から生じる収益	4,129,746
その他の収益	－
外部顧客への売上高	4,129,746

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3．会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	504,454
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	590,698
契約負債（期首残高）	4,422
契約負債（期末残高）	23,651
返品資産（期首残高）	－
返品資産（期末残高）	14,988
返金負債（期首残高）	－
返金負債（期末残高）	51,470

過去の返品実績等に基づき返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

11. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	317円57銭
１株当たり当期純損失	121円46銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2026年3月31日　現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,362,846	【流動負債】	2,284,872
現金及び預金	227,911	買掛金	727
売掛金	57,544	未払金	63,063
前払費用	32,479	短期借入金	274,398
関係会社短期貸付金	1,892,000	関係会社短期借入金	1,000,000
その他	152,910	1年内返済予定の長期借入金	794,922
		1年内償還予定の社債	60,000
		リース債務	1,379
		未払費用	68,155
		未払法人税等	189
		賞与引当金	9,113
		その他	12,923
【固定資産】	2,534,707	【固定負債】	1,365,615
有形固定資産	11,644	社債	150,000
建物附属設備	7,563	長期借入金	1,215,496
工具、器具及び備品	2,920	リース債務	119
リース資産	1,160	負債の部合計	3,650,487
無形固定資産	1,261	純資産の部	
商標権	993	【株主資本】	1,319,559
ソフトウエア	268	資本金	423,249
投資その他の資産	2,521,801	資本剰余金	986,206
投資有価証券	187,564	資本準備金	986,206
関係会社株式	2,294,769	利益剰余金	△89,897
長期前払費用	2,901	その他利益剰余金	△89,897
敷金	36,216	繰越利益剰余金	△89,897
その他	350	【評価・換算差額等】	△56,209
【繰延資産】	17,211	その他有価証券評価差額金	△56,209
株式交付費	12,377	【新株予約権】	928
社債発行費	4,834	純資産の部合計	1,264,278
資産の部合計	4,914,766	負債及び純資産の部合計	4,914,766

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高及び営業収益		
売上高	328,246	
営業収益	524,817	853,063
売上原価		169,955
売上総利益		683,107
販売費及び一般管理費及び営業費用		
販売費及び一般管理費	226,249	
営業費用	420,830	647,079
営業利益		36,028
営業外収益		
受取利息	22,357	
受取配当金	1	
受取出向料	101,295	
その他	5,537	129,191
営業外費用		
支払利息	57,170	
社債利息	2,648	
株式交付費償却	5,675	
支払報酬	330	
その他	6,892	72,716
経常利益		92,503
特別利益		
固定資産売却益	10	
関係会社株式売却益	663,469	663,480
特別損失		
関係会社株式評価損	794,151	
商号変更等関連費用	30,461	824,613
税引前当期純損失		68,629
法人税・住民税及び事業税	993	
法人税等調整額	131,796	132,790
当期純損失		201,420

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	249,943	812,900	111,523	1,174,367	－	－	928	1,175,295
当期変動額								
新株の発行	173,306	173,306		346,612				346,612
当期純損失（△）			△201,420	△201,420				△201,420
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△56,209	△56,209	－	△56,209
当期変動額合計	173,306	173,306	△201,420	145,191	△56,209	△56,209	－	88,982
当期末残高	423,249	986,206	△89,897	1,319,559	△56,209	△56,209	928	1,264,278

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日）

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。　なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備	８～38年
工具、器具及び備品	４～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウエア	５年
商標権	10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末において回収不能額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、各子会社から受け取る経営指導料となります。経営指導料は、子会社に対して契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、契約に基づき一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識しております。なお、経営指導料の対価は、履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社は2025年７月の持株会社化以前は事業会社として活動しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、履行義務の対価は、概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ブランドパートナー

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・Web広告出稿支援SaaSツールの提供

Web広告出稿支援SaaSツールの提供における収益は、主に自社開発の広告出稿支援プロダクトの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

ブランドプロデュース

・商品販売（物販、卸売）

商品販売における収益は、顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品の出荷時点と重要な差異はないため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品出荷時に収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

３年間で均等償却しております。

② 社債発行費

社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

当社は、2025年７月１日に持株会社体制へ移行したことに伴い、損益計算書に関して、前事業年度は売上高、売上原価、販売費及び一般管理費として表示しておりましたが、当事業年度の持株会社体制移行後に係る収益及び費用については、営業収益、営業費用として表示しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	－
繰延税金負債との相殺前の金額	－

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ⅰ)算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の見積額及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

(ⅱ)主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(ⅲ)翌事業年度の計算書類に与える影響

売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 非上場株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	2,294,769

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ⅰ)算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式は市場価格のない株式であることから、超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは評価損を計上することとしております。

超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

(ⅱ)主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度以降の売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。これらの主要な仮定は、当該会社の過年度の実績及び市場環境、並びに事業計画において策定されている販売促進施策を勘案して見積もっております。

(ⅲ)翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌事業年度の計算書類において評価損が計上される可能性があります。

4．追加情報

(財務制限条項)

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「6．追加情報」で、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5．貸借対照表に関する注記

（1）担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

現金及び預金（定期積金）　14,000千円

担保付債務

長期借入金　250,000千円

（2）保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し、連帯保証人となっております。

株式会社かならぼ　179,178千円

（3）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　151,032千円

短期金銭債務　13,851千円

（4）有形固定資産の減価償却累計額　13,293千円

6．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

①営業取引による取引高

営業収益　524,817千円

②営業取引以外の取引高

受取利息　22,071千円

受取出向料　101,295千円

支払利息　14,172千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当該事業年度の末日における自己株式の数

該当事項は、ありません。

（2）当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項は、ありません。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	105,535千円
賞与引当金	2,872千円
減価償却超過額	13,258千円
資産調整勘定	25,216千円
関係会社株式評価損	250,316千円
その他有価証券評価差額金	17,717千円
その他	2,151千円
繰延税金資産小計	417,068千円
評価性引当額	△417,068千円
繰延税金資産合計	－ 千円

9．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社WinC	所有 直接100.0	役員の兼任 本社業務等の役務提供 経営指導 資金の貸付 債務の被保証	本社業務等の委託(注1) 経営指導料(注1) 資金の貸付(注2) 資金の回収(注2) 利息の受取(注2) 債務の被保証(注3)	86,376 110,000 1,124,000 107,000 19,482 426,500	流動資産その他 売掛金 関係会社短期貸付金 － 流動資産その他 －	3,478 － 1,537,000 － 21,931 －
子会社	株式会社松村商店	所有 直接100.0	役員の兼任 本社業務の役務提供 資金の借入 経営指導 債務の被保証	本社業務等の委託(注1) 資金の借入(注4) 資金の返済(注4) 利息の支払(注4) 債務の被保証(注3)	14,919 850,000 100,000 14,162 901,566	流動資産その他 関係会社短期借入金 － 流動負債その他 －	－ 1,000,000 － 13,851 －
子会社	株式会社ライスカレープラス	所有 直接100.0	役員の兼任 経営指導 資金の貸付 経費の立替 債務の被保証	経営指導料(注1) 資金の貸付(注2) 資金の回収(注2) 利息の受取(注2) 経費の立替等(注6) 債務の被保証(注3)	300,060 365,000 190,000 2,445 154,647 166,680	売掛金 関係会社短期貸付金 － 流動資産その他 流動資産その他 －	36,674 175,000 － 2,445 46,791 －
子会社	株式会社かならぼ	所有 直接68.0	役員の兼任 資金の貸付 経営指導 経費の立替 債務の被保証 債務の保証	資金の借入(注4) 資金の返済(注4) 資金の貸付(注2) 利息の受取(注2) 利息の支払(注4) 債務の被保証(注3) 債務の保証(注5)	70,000 70,000 150,000 61 10 479,170 179,178	－ － 関係会社短期貸付金 流動資産その他 － － －	－ － 150,000 61 － － －
孫会社	株式会社HaD	所有 間接100.0	経営指導 資金の貸付 債務の被保証	債務の被保証(注3)	220,838	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．経営指導料及び業務受託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2．資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3．当社の銀行借入に対する債務保証を受けたものであり、保証料の支払は行っておりません。
4．資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5．株式会社かならぼの銀行借入に対する債務保証を行ったものであり、保証料の受取は行っておりません。
6．経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	大久保　遼	(被所有)直接30.9	当社代表取締役	銀行借入に対する債務被保証(注)	92,580	－	－

(注) 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役大久保遼より債務保証を受けております。上記取引金額には借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「9. 収益認識に関する注記」で、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	369円56銭
1株当たり当期純利益	△66円37銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月29日

株式会社MUSCAT GROUP
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴谷 哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横山 雄一

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社MUSCAT GROUPの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MUSCAT GROUP及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月２９日

株式会社MUSCAT GROUP
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社MUSCAT GROUPの2025年４月１日から2026年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システムの運用及び子会社の経営管理を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、また、内部監査に同席する等し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、「当監査法人の品質管理システム」について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1)　事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

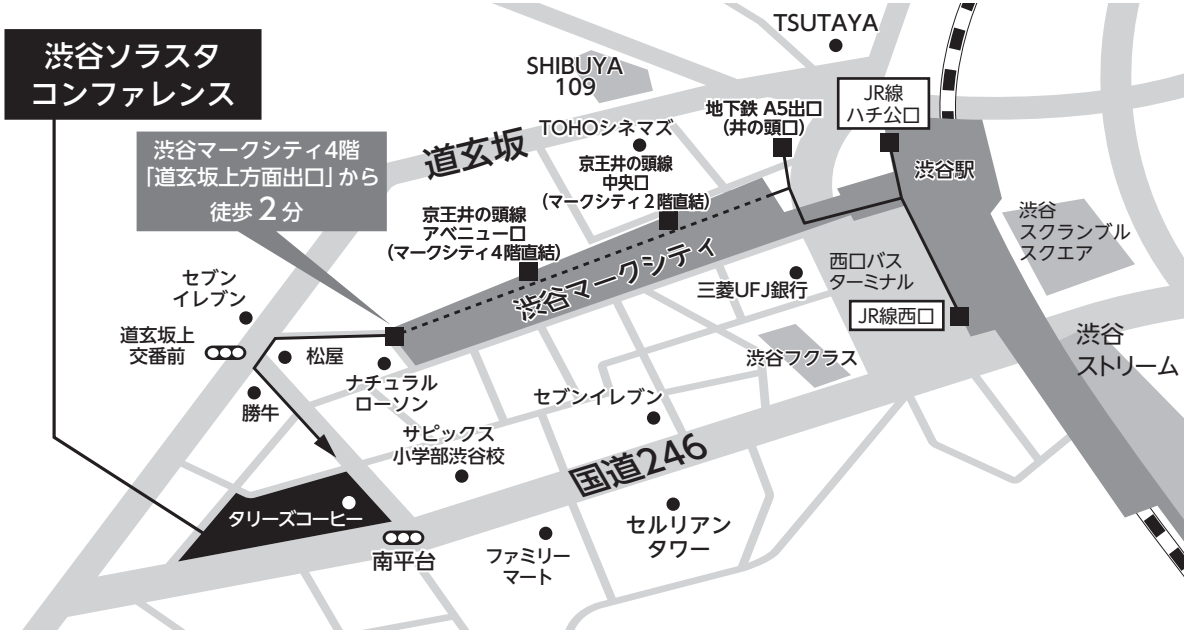
2026年５月30日

株式会社MUSCAT GROUP 監査役会
常勤監査役（社外監査役）　亀澤 俊司　印
監査役（社外監査役）　松隈 剛　印
監査役（社外監査役）　山田 啓之　印

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ



交通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線　渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
ＪＲ渋谷駅直結渋谷マークシティ４階「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますよう
お願い申し上げます。